

こどもの居場所みがき計画作成等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 子どもの身近な地域において、子どもや保護者のニーズを踏まえた多様な居場所づくりを推進するため、こどもの居場所を運営するNPO法人等の民間団体等（以下「民間団体等」という。）に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「不登校児童生徒」とは、県内の小学校、中学校、高等学校、義務教育学校及び特別支援学校に在籍する児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にある者をいう。
- (2) 「こどもの居場所」とは、不登校児童生徒が平日の日中に過ごすことができる施設であり、学習支援や体験活動等を提供するものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、民間団体等がこどもの居場所における専門性の向上、関係機関との連携強化及び持続可能な運営を図るための取組を記載した「こどもの居場所みがき計画」を作成し、計画に記載した取組を実施する事業とする。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、第1号から第10号までを全て満たす民間団体等とする。補助対象となるこどもの居場所は、補助対象者当たり1施設とする。

- (1) 県内に施設を有し、県内で活動を行っていること。
- (2) 施設の活動が不登校児童生徒への支援を通じた居場所の提供を主たる目的としており、1年以上の活動実績を有していること。
- (3) 補助対象者（法人の場合は代表者）の親族以外の不登校児童生徒が複数利用していること。
- (4) 原則、週3日以上、平日の日中に開所していること。
- (5) 原則、利用している不登校児童生徒に対して、こどもの居場所づくり推進事業に係る「多様な学び情報共有シート」を作成し、不登校児童生徒の保護者や在籍校と共有すること。
- (6) こどもの居場所づくり推進事業に係るアドバイザーの派遣を受けること。
- (7) 知事が必要に応じて実施する現地調査等を受け入れること。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的としないこと。
- (9) 代表者又は職員の中に暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に定める暴力団員をいう。）に該当する者がいないこと。
- (10) 県税及び市町村民税の未納がないこと。

(補助対象経費及び補助率等)

第5条 補助対象はこども居場所みがき計画に関連し、その取組に必要な経費であり、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条の補助金交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条の規定により当該申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) こどもの居場所みがき計画実施計画書（別記第 1 号様式別紙 1）
 - (2) こどもの居場所みがき計画経費明細書（別記第 1 号様式別紙 2）
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 3 前項の申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は 1 部とする。

（補助金の交付の条件）

- 第 7 条 規則第 5 条第 1 項の規定による条件は、次に定めるとおりとする。
- 2 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
 - 3 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
 - 4 補助事業が終了した年度の翌年度から 2 年間は、知事の求めがあった場合は、活動状況を報告するものとする。

（決定の通知）

- 第 8 条 規則第 6 条の規定による補助金等の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第 2 号様式）により行うものとする。

（補助事業の内容等の変更）

- 第 9 条 規則第 7 条第 1 項の補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。
- (1) 補助対象経費の 30 パーセントを超える増減
 - (2) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）
- 2 規則第 7 条第 1 項の補助金等変更申請書は、別記第 3 号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
- (1) こどもの居場所みがき計画変更実施計画書（別記第 3 号様式別紙 1）
 - (2) こどもの居場所みがき計画変更経費明細書（別記第 3 号様式別紙 2）
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 3 規則第 7 条第 3 項において準用する規則第 6 条の規定による通知は、変更承認のみを行う場合は変更承認通知書（別記第 4 号様式）により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は変更交付決定通知書（別記第 5 号様式）により行うものとする。

（申請の取下げ）

- 第 10 条 規則第 8 条第 1 項の規定により申請の取下げをすることができる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して 10 日を経過した日までとする。

（状況報告）

- 第 11 条 知事は、年度途中において必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の遂行の状況について報告を求めることができる。

（実績報告）

- 第 12 条 規則第 13 条の補助事業等実績報告書は、別記第 6 号様式によるものとする。
- 2 規則第 13 条の規定により当該報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
 - (1) こどもの居場所みがき計画作成等事業実績書（別記第 6 号様式別紙 1）
 - (2) こどもの居場所みがき計画作成等事業経費明細書（別記第 6 号様式別紙 2）
 - (3) 証拠帳票類の写し
 - (4) その他知事が必要と認める書類
 - 3 前項の報告書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は 1 部とする。

(補助金の額の確定)

第13条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書(別記第7号様式)により行うものとする。

(補助金の返還)

第14条 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補助金の交付)

第15条 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、別記第8号様式によるものとする。

2 この補助金は、概算払により交付することができる。ただし、内容審査の結果、補助金の概算払をする必要があると認められる場合とし、補助金交付決定額の8割以内を限度とする。

3 規則第16条第3項の概算払申請書は、別記第9号様式によるものとする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別表(第5条関係)

補助対象経費		補助率	補助 限度額
謝金	講師謝金、外部協力者等に対する謝金	10/10 (ただし、 備品購入費 の補助率は 1/2)	500 千円
旅費	事業の実施に要する民間団体等スタッフ、アルバイト等の旅費・交通費(講師の旅費・交通費を含む。)		
需用費	印刷製本費、消耗品費		
役務費	通信運搬費、広告料、手数料、保険料		
使用料・賃借料	会場借上料、機材等の借上料		
備品購入費	当該事業の目的を達成するために真に必要な不可欠かつ、事業終了後もその目的に沿って継続して適正に管理・使用されることが明らかな場合に限る。		
工事費・修繕料	みがき計画に取り組むための建物等の改修、外装・内装工事、設備類の設置工事		
その他経費	その他知事が必要と認めた経費		

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。